

Title	東寺における官人俗別当
Sub Title	Kanjin-zokubetto (官人俗別当) at Toji Temple (東寺) : temple administration in early Heian Period
Author	湯浅, 吉美(Yuasa, Yoshimi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1983
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.53, No.2/3 (1983. 7) ,p.79(185)- 91(197)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19830700-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

東寺における官人俗別当

湯 浅 吉 美

一、はじめに

古代社会において政治と宗教が密接に結びついていたことは、洋の東西を問わず普遍的な現象であり、我が国の律令社会にあつても、仏教史が政治との連関を無視しては語り得ないことは、今さらいうまでもないことである。そしてその「連関」とは、時に大々的な後援であり、時に厳格な統制であつた。

平安初期の仏教について一般に認識されていることは、奈良時代における護国仏教に対する保護政策とは異なり、仏教統制の色彩が濃厚であり、その影響下に、空海・最澄による新仏教が導入展開された、ということであろう。しかしこの分野に関しては検討すべき点はまだ多くあると思われるのである。

本稿は、平安初期寺院制度史をテーマとする筆者の研究の一段階として、題材を東寺における俗別当に絞り、その存在意義を追求することにより、該時代の仏教と政治との結びつき的一端を垣

東寺における官人俗別当

間見ようとするものである。

二、「東寺俗別当初例」より

東寺は平安遷都後間もなく、西寺とともに造営が開始された官寺で、その造営には令外官たる造東寺司が設置され、造東寺長官・次官の補任があり、当初の造営形態は旧来の南都諸大寺と殆ど変わるところはなかつたものと考えられる。

しかし、この造東寺司に関する史料が確認されるのは、弘仁六年（八一五）までであり、この時点で東寺が完成、あるいはそれに近い状態に達していたとは到底考え得ないところであるから、造東寺司が廃司されたとする、それ以後の造営が如何にして継続されたのかという疑問が必然的に生じてくる。

東寺は弘仁十四年（八二三）に至り、嵯峨天皇から空海へ勅賜されるが、翌天長元年のこととして、空海が「造寺所別当」に補任されたとする史料があり、そこには「造東寺所」なる造営機構

七九（一八五）

が存在したことも認められる。⁽³⁾

注(3)に掲げた史料では、「太政官符・造東寺所」となっているため、一見、太政官所轄下の官司の如くにも考えられるが、後の承和十一年(八四四)には同所に対し「太政官牒」が発給されていることなどから、「造東寺所」は寺内組織であったと考えるべきであろう。例えば東大寺の場合に、造東大寺司・廃止(延暦八年)―『続日本紀』後の造宮修理の事は、寺内組織たる造東大寺所に移行したと解釈されていることから、このように考えることが妥当と思われる。⁽⁵⁾

ところで空海という僧籍者を別当とする造東寺所が機能する一方、東寺に「俗別当」が設置されたことを記す史料がある。『東宝記』にみえる「東寺俗別当初例」と題する一項がそれである。以下にその全文を掲げる。

史料(6)
東寺俗別当初例

請令東寺俗別当檢校真言宗雜事

右沙門名奏聞、道依人昌、人依道昇、内外相持、方有長隆、然今雖云東寺神護金剛峰寺有俗別当而但主造作之事、不檢校真言宗之事、至如延曆寺、不經省察、別当全行天台宗之事、謹案太政官去弘仁十四年二月廿六日置比叡山寺別当符偈、一事已上宜申別当者、又同年十月十日符偈、真言宗僧伍拾人、自今以後住東寺、莫令他宗僧雜住者、望請、真言宗、得度、講讀、修法等雜事、准延曆寺之例、令東寺俗別当同加檢校、伝法闍梨、當時為法領者、先当簡定、經俗別当、請用処分、一如延曆寺不

殊、謹請天裁、如天恩允許、請宣付所司、

承和五年九月日

太政官符治部省

應令東寺俗別当処置真言宗雜事准延曆寺事

右得律師伝燈大法師実惠牒状偈、道依人盛、人依道昇、内外相持、方有長隆、而今東寺神護金剛峰等寺、雖有別当而唯主造作之事、不預真言之宗、至如延曆寺別当全行天台宗之事、望請、令東寺俗別当檢校真言宗之事、件宗得度及任諸国講読師等、諸事令當時伝法阿闍梨承宗柄者、商量簡定、而後挙申別当、其処置之事、准延曆寺別当、謹請処分者、被權中納言從三位兼行左兵衛督陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣偈、奉勅依請者、省宜承知、符到奉行、

承和六年四月十一日 左大史正六位上山直

これは東寺に置かれた俗別当に関する、根本的な史料である。

実惠の奏状が承和五年(八三八)九月に提出され、翌六年四月十一日付太政官符でその内容が裁可された実状を示しているが、ここに知られる東寺俗別当の姿は以下の如きものであった。

・(初例というが)承和五年九月以前に設置されていた。

・それは造作の事を主とし、真言宗の事は檢校していなかった。

・太政官符以後は延曆寺の例に准じ真言宗雜事を処置することとなった。

この東寺俗別当については竹内理三氏の論文中に触れられたこ

とがあり、それによると、「元来俗別当は、最澄が延暦寺に於いて寺院の檢校及び盜賊酒女を禁戒するために、朝廷に請うて弘仁十四年以來おいたことに始まり、東寺でも（中略）造寺官が止められて造寺別当がおかれて後間もなくおかれたものと考へられる」とその設置について述べられ、さらに右の史料については、「かくて東寺俗別当の権限は真言宗万般に及び頗る拡大されたものとなつた。（中略）實際に於いては実惠の奏請に予定せられた程、俗別当の権限が実行せられずして東寺乃至真言宗に対して、さしたる重要性をもたなかつたようである」とその性格について述べておられる。

しかしこの見解につき、筆者は若干の異見を抱いており、以下に東寺俗別当の実態、その設置の背景等を具体的に考察していきたい。

なお、近年はこの俗別当について、官人俗別当を中心とする菊池京子氏の研究があり、諸寺の例に検討が加えられている。中でも「官人」が左右弁官・大納言・左右大臣など、太政官組織の要職者であること、また、延暦寺俗別当が大乗戒壇の設立や、年分度者勸籍の方法改変などに尽力したこと等を明らかにされたことは、本稿の成立にも多大の恩恵があつたが、先にも一言したように本稿では東寺史研究の一部として、とくに考察の対象を東寺に絞って論じていくことを予めお断りしておく。

註

(1) 『日本後紀』同年正月十二日条に、正五位下安倍朝臣眞勝が造東寺長官に補任された記事のみえるのが最後である。但し

東寺における官人俗別当

『日本後紀』には闕卷が多いという史料上の制約を考慮する必要があることも勿論である。

(2) 金堂は弘仁三・四年頃、講堂は承和六年六月、塔はさらにおくれて、元慶・仁和年間以降の完成と考えるのが一般的である。

(3) 『東宝記』第六「三十帖策子」、及び第七「四人長者始」の両項にみえる。以下に後者所引の太政官符を参考のため掲げる。

（末尾の位署書・年月日等は原本に従う。）
太政官符造東寺所

少僧都伝燈大法師位空海

右被_三右大臣宣、奉_レ勅件人彼所前別当大僧都伝燈大法師長惠遷_二任造西寺所別当_一之替、補任如_レ件者、所宜承知、符到奉行、參議行正四位下守右大弁勲六等伴宿禰国道從六位守右大史安道宿禰副雄

天長元年六月十六日

(4) 『東宝記』第一「講堂諸尊日供官符案并堂童子衣服等事」の項にみえる。

(5) 平岡定海氏『東大寺の歴史』（至文堂 四五頁）など。

(6) 『東宝記』第七。なお『東宝記』は『続々群書類從』第十二巻に収録されており、本稿に引用した部分は句読点、返り点も含めて、原則としてこれに拠っている。しかし近年刊行された『国宝東宝記原本影印』で確認し得る部分はそちらに拠つた。

(7) 同氏「平安朝に於ける東寺の経済史的研究（上）」（『歴史地理』六七卷二号所載）。

(8) 同氏「俗別当の成立——とくに「官人」俗別当について——」（『史林』五一卷一号所載）。なお氏は現在、所姓になつておられる。

三、得度に関する事

史料一に沿って東寺俗別当の職掌を検討していくが、まず最初に得度に関する事を見る。これは具体的には年分度者の得度勸籍を中心とする問題と捉えることができる。

元来、制度としての年分得度は、基本的には僧尼得度に対し国家の立場から一定の制約を加えたものであり、その起源は必ずしも明確ではないが、一般的には奈良時代以来の私度僧増加、国家による濫度等により、生産人口の減少が顕在化した実情が、造寺造仏に伴う国庫濫費と並ぶ、護国仏教偏重主義のもたらした弊害と認識され、光仁・桓武朝以来の仏教界肅正政策の一環として成立した制度であると解されるところであろう。

さてその年分度者が真言宗に対して許されるのは承和二年（八三五）正月廿三日付太政官符によつてのことであり、天台宗に遅れること約三十年、また同年三月廿一日の空海入滅に先立つこと僅かに二箇月という時期であつた。

右の太政官符によると、当時の真言宗は、「人法新起。流传年浅。猶漏_二天恩_一後学無_レ馮」という状況であり、弘仁十四年十月十日付太政官符により真言宗僧五十人の東寺止住が認められたことをふまえて、空海により年分度者を賜ふことを請う表が提出されたといひ、それに対して、「如来之教廢_一不可。宜_レ准_二三密法門_一每_レ年度_二二人_一」と裁許されたことが記されている。

前記の菊池氏は、光定撰「伝述一心戒文」などの史料から、天台宗年分度者の得度勸籍に関しては延暦寺俗別当の存在が大きな

意義をもつたことを示された。すなわち、治部省・僧綱を経ることなく試業得度が行なわれ、勸籍に際しては民部省允録二人が比叡山に向向して行なう新制度となつたという。東寺の場合にも同様のことが考え得るのか否か、それを検討する必要がある。

真言宗に年分度者が認められたのが承和二年であることを右に述べたが、『類聚三代格』には真言宗年分度者に関する太政官符がさらに二通ある。一通は仁寿三年（八五三）四月十七日付で、承和二年に定められた三度者に新たに毎年三度者を加えることを定め、もう一通は延喜七年（九〇七）七月四日付で、さらに毎年四名を加えている。真言宗年分度者は都合十名となつたわけであるが、これは単に人数の増加のみを意味するものではなかつた。今、これらの史料により真言宗年分度者の試度の変遷をたどつてみると、

- ・ 承和二年（八三五）正月廿三日
- ・ 空海の上表による。
- ・ 初めて三度者が置かれる。
- ・ 同年八月廿日
- ・ 金剛峰寺で試度する（高野年分）。
- ・ 仁寿三年（八五三）四月十七日
- ・ 真済の上表による。
- ・ 「高野年分」は東寺で試業、金剛峰寺で得度する。
- ・ 新加三度者は神護寺宝塔所で試度する（高雄年分）。
- ・ 寛平九年（八九七）六月廿六日
- ・ 益信の上表による。

・一に東寺で試度する。⁽⁴⁾

・延喜七年(九〇七)七月四日

・宇多法皇勅命による。

・高野年分—三名—金剛峰寺で試度。

・高雄年分—三名—神護寺で試度。

・新加四度者—東寺で試度する。

というようになる。このように真言宗における年分度者は、単に宗分度者としての数の上での問題にとどまらず、真言密教伝持の基本的形態である師資相承の性質上、地理的にも内部的にも分立していた東寺・金剛峰寺・神護寺の各寺分度者という性格を強くもたざるを得なかったため、それらの寺院の間で試業・得度の権限の帰属をめぐる論議が絶えず、二転三転することとなったのである。

これに史料一の承和五・六年の要素を加味して考察すると、この実惠奏状が提出された時点では、東寺が直接に関与した年分度者得度は(試業も含めて)無かったことがわかる。このときには試業・得度ともに金剛峰寺において行なわれていたはずであるから、東寺俗別当の得度に関する検校は結局のところ間接的なものであり、延暦寺俗別当におけるそれとは同質のものではなかったと考えられる。また三箇寺それぞれに年分度者が設けられて以後も、その試業・得度に東寺俗別当がどのように関与したか、史料からは明らかではない。

さらに得度と表裏一体の関係にある勘籍については、いずれの史料にも言及がなく、どこで、どのように行なわれたか、知るこ

東寺における官人俗別当

とができない。従って、勘籍に際し民部省允録を山上へ召請し、治部省・僧綱を介さないという延暦寺の如き手続が行なわれたか否かは全く不明とせざるを得ない。

下って寛平九年に至り一括して東寺において試度を行なうことになった背景には、「衆論峰起」があったという。すなわち、ある者は真言宗分得度であるという立場で東寺における試業を主張し、別の者は各山における試業を主張するという状況で、結局、益信の申請により東寺試度が決定したのである。ちなみに彼はその当時、東寺長者であった(『東寺長者補任』)。ともあれ、これにより実質的には延暦寺の例に近づいたことになるが、最終的に真言宗年分度者は三箇寺の各寺分度者という形におちつくこととなり、延暦寺とはその性格をやや異にすると考える方が穏当であろう。ただ史料一において「准延暦寺之例」といっているところから、東寺俗別当が年分度者得度に際し、延暦寺のそれと類似の役割を果たした可能性が想定できるだけである。

しかしながら、後に「まとめ」の中で触れるように、官人俗別当の設置要請がつねに年分度者設置の要請と同時に行なわれていたことは事実であり、延暦寺の場合に見られる積極的関与と考え合わせて、官人俗別当の設置が何らかの意味において年分度者制と深いつながりがあることは確かであろう。

註

(1) 『類聚三代格』(『国史大系』本 前篇八〇頁)。なお『続日本後紀』承和二年正月廿二日条にも「大僧都伝燈大法師位空海上表請度真言宗年分僧三人。許之」とある。

- (2) 『類聚三代格』(前篇八一頁)。
- (3) 同右(前篇八二頁)。
- (4) 『類聚三代格』では「東大寺」となっているが、『東宝記』等により「東寺」とするのが正しいと考える。

四、諸国講読師に関する事

さて次に諸国講読師の補任に関する事を検討していく。

そもそもこの制度は、僧綱が中央にあって京内寺院僧侶を統轄する機関であるのに対し、国毎に任命され地方の仏教界を教導するものとして設けられたもので、大宝二年(七〇二)二月に諸国国師が置かれたのをその前身とし、延暦廿四年(八〇五)十二月に至って制度上の一応の完成をみた、と考えられている。⁽¹⁾ 本来は宗派による制限は無かったが、承和年間からは「宗分講読師」として宗派を背負って補任されるようになり、この場合には自宗の伝道が公認されるため、各宗の宗勢拡張のために重要な意義を有するものとなった。

まず承和二年(八三五)十月十五日付太政官符により、「応令天台宗伝弘諸国一事」として、天台宗僧の中から講読師各一人を任ずることが定められている。⁽³⁾ さらにその翌々年八月五日付太政官符では、「真言法教頃雖始行京城。而未遍⁽⁴⁾边境。宜撰彼宗僧堪講読及修法者。任諸国講読師依法薰修」として、真言宗僧をも任用することとなったが、⁽⁴⁾ 後には「各争宗業已致誼諱」という事態となったため、元慶五年(八八一)九月十六日付太政官符により、両宗交替で補任すべき定めとなった。⁽⁵⁾

一般の諸国講読師補任に関する規定は『延喜文蕃寮式』に見え

⁽⁶⁾ るが、その手続は治部省・玄蕃寮とともに僧綱が管轄するもので、ここには俗別当が関与したことを思わせるものはない。今その手続を要約すれば次の如くなる。

- ・玄蕃寮と僧綱で毎年十月一日に簡定し、治部省に牒送する。
 - ・その僧綱牒には玄蕃寮解を副えて治部省へ送る。
 - ・治部省ではさらに省解を副えて太政官に申送る。
 - ・奏聞を経て、翌年二月以前に任符を下す。
- という具合である。

ところが、天台・真言両宗僧と元慶寺年中最初闕所補⁽⁷⁾については別に規定がある。以下に掲げる史料がそれである。

⁽⁸⁾ 凡天台真言両宗僧。并元慶寺年中最初闕所補諸国講読師者。

解文進⁽⁹⁾官。經奏補任。然後下⁽¹⁰⁾知於省。

ここに見られる「然後下知於省」という記述の裡には、右に示した一般の場合の如き煩雑な事務手続は経ず、直接的な(すなわち天台宗年分得度に関して注目すべき改変であることを菊池氏が指摘されたところの「不可更経治部僧綱」というのと相似の形態による)事務手続が行なわれていたことが推察できるのであるまいか。

ともあれ諸国講読師補任に関して重要なことは、自宗の伝道を公認されるという点にあり、ことに唐から伝来後、年浅い天台・真言両宗にあっては、これは南都仏教諸派の場合とは比較にならぬほど重要な点であったに相違なく、それなればこそ両宗は前記の如く「各争宗業已致誼諱」という事態を惹起したのである。

真言宗僧を諸国講読師に補任することとなったのが承和四年で

あるから、その翌年の実惠奏状（史料一参照）の中でこれについて触れているのは時宜を得たものといふべきで、おそらく実惠は諸国講読師補任に際し東寺俗別当という存在を活用し、より多くの真言宗僧を任用にあずからせることにより宗勢を拡大し得ると期待したものであろうし、逆にいえば、俗別当とはそのような局面に権能を発揮することのできる存在であったと考えることができよう。

勿論このことは延暦寺においても同様であったはずで、申官・奏聞を経て補任がなされた後に治部省へ下知するという手続は、太政官組織と寺院とを直結させるものとして、前記の天台宗年分度者得度と相似のものといえよう。史料上、明確なわけではないが、両者（太政官組織と寺院）の間を結んでいたのがそれぞれの寺院における官人俗別当であったことが考えられよう。そして寺院側としてはそれを活用し、宗勢を伸張することを画したものであろう。

註

- (1) 『続日本紀』大宝二年二月廿日条に「任諸国国師」とあるのに始まり、『類聚三代格』所収の延暦廿四年十二月廿五日付太政官符に至る。その間、何度かの制度的変遷を経ている。
- (2) 宗分講読師という用語は、「天台宗分講読師」として『延喜玄蕃寮式』に所見がある（中篇五四〇頁）。
- (3) 『類聚三代格』（前篇一二八頁）。
- (4) 同右（前篇一二九頁）。
- (5) 同右（前篇一三二頁）。
- (6) 『延喜玄蕃寮式』の諸国講読師条にこの規定がある（中篇

東寺における官人俗別当

五三九頁）。

- (7) 元慶寺にこの講読師が認められるのは、仁和元年（八八五）三月廿一日付太政官符（『類聚三代格』所収）による。なお同寺の俗別当については史料を見出し得なかったが、いわゆる別当三綱が設置されたのは元慶二年（八七八）二月七日のことである（『三代実録』同日条）。

- (8) 『延喜玄蕃寮式』（中篇五四〇頁）。

- (9) この表現は、天台宗に年分度者を認めた弘仁十四年二月廿七日付太政官符（『類聚三代格』所収）の中にみえる。

五、修法に関する事

次に修法に関する事に移る。密教において種々行なわれる修法の内、最も重要なものの一つに灌頂があり、ここではとくにそれについて見ていくことになる。

灌頂にもまた幾つもの種類があり、その内容・意義も各種各様であるが、殊に注意すべきものは結縁灌頂・伝法灌頂の両箇である⁽¹⁾。就中後者は真言相承の師位を与えるもので、師資相承を基本とする真言密教にあってはこれにより法脈が伝持されていくことになる。この重要な修法に際し東寺俗別当が如何なる役割を担っていたか、それを示す史料を次に掲げる。

太政官符

史料三(2)

応為^ニ国家^一於^ニ東寺^一定^ニ真言宗^一伝法職位^ニ并修^ニ結縁等灌

頂上事

右得^ニ少僧都^一伝燈大法師位^ニ実惠^一倂、(中略)夫於^ニ灌頂^一、有^ニ結縁^一、有^ニ伝法^一、結縁者、謂^ニ随^一時競進者^ニ皆授^一之、伝法者、

謂簡人待器而方許之、若衆中、有稟學兩部大法及宗義并五種護摩法等、修練加行堪為師範者、先受阿闍梨位者覆審試定、錄其名簿、別當相習奏聞、然後待報答、令其宗長者阿闍梨於東寺授与伝法職位、凡物必有條貫、若無貫者乱墜、委當時為法首者、令行之、不聽輒爾他處授与伝法位、又受阿闍梨位、及學一尊契之法師、准諸宗智者帳、明記其年臘及所居之寺并所學秘法等、加宗俗別當署、牒之所司、不載此牒之類、一切不聽私輒作法、若諸伝法者、可他処結縁灌頂、更受執法者之許可、兼經宗俗別當、隨宜行之者、大納言正三位兼行右近衛大將民部卿陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣、奉勅依請、宜普告諸寺、嚴加捉搦、若有違犯者、一依養老六年七月十日格科罪、

承和十年十一月十六日(傍点筆者 以下同様)

まずこの史料三は、東寺に結縁・伝法兩箇の灌頂が勅許された際の太政官符で同日付同文のものが『類聚三代格』にも収められている。

次に東寺俗別當が具体的な文書授受の当事者として登場している史料を二点掲げ、その後で職掌・権能の検討に入ることとする。

東寺伝法灌頂始

東寺

十禪師伝燈大法師位真紹年卅七 應廿三 東大寺

右僧十歳入道、精進無倦、半百不混、戒珠清潔、学涉兩部、可為師範、觀豁三密、能堪兼濟、謹依太政官今年十

一月十六日符、為授伝法職位、簡定貢舉、若允所請、宣付所司、

承和十年十一月廿七日

伝法者

伝燈大法師位真雅

權律師伝燈大法師位真濟

少僧都伝燈大法師実惠

沙門真忠法王第三親王

別當

從五位下左衛門權佐藤原朝臣岳雄

參議右大弁從四位上和氣朝臣真綱

大納言正三位兼行右近衛大將民部卿陸奥出羽按察使藤原朝臣良房

太政官牒東寺三綱

應授伝法職位十禪師伝燈大法師位真紹年卅七 應廿三 東大寺

右得伝法阿闍梨耶少僧都伝燈大法師位実惠沙門真忠等牒、偁、件僧十歳入道、精進無倦、半百不混、戒珠清潔、学涉兩部、可為師範、觀豁三密、能堪兼濟、謹依太政官

今年十一月十六日符、為授伝法職位、簡定貢舉者、大納言

正三位兼行右近衛大將民部卿陸奥出羽按察使藤原朝臣良房

宣、奉勅依請、宜令阿闍梨耶首者少僧都実惠授与職位

者、牒到准状、故牒、

承和十年十二月九日 從六位上行左少史朝原宿禰良道牒

參議右大弁從四位上和氣朝臣

私云、任承和十年^亥十一月十六日官符之旨、同廿七日、可授^レ伝法職位於真紹大法師^之之由、一門上藤井東寺俗別当等連署進^レ奏状、是奏聞灌頂最初也、同十二月九日、以^レ実惠僧都^{于時}可^レ令^レ授与^レ之由、被^レ下^レ官符、同十三日丁卯、^{鬼宿、日曜、}於^レ東寺灌頂院^レ伝^レ授^レ之、色衆四十人、樂人卅人、御前俗人等多々、嚴重無^レ極、東寺具支灌頂此即初也、

史料五⁽⁵⁾
二季灌頂会料物事

(中略)

調布參拾端一節料

右大納言藤原朝臣良房宣、奉^レ勅每年春秋兩度東寺灌頂料、永宛^レ行之者、

承和十一年九月十一日

別当・左衛門権佐藤原岳雄奉

奉行

別当散位御船

預散位津宮野

散位春海長澄

まず史料三からは、

。伝法職位を受ける有資格者の名簿に別当が署名して奏聞する。

。阿闍梨位を受け、また一尊契を学んだ僧について諸宗智者帳に準じた名簿を録し、「宗俗別当」が加署した上で所司に牒送する。これに不載の者については作法が厳禁される。

。「伝法者」が他に結縁灌頂を行なう場合、「執法者」の許可を

東寺における官人俗別当

受けるとともに、「宗俗別当」の了解も必要とする。

というような、俗別当の職務に関する規定が知られる。なお、ここで「宗俗別当」といっているのは、別の史料に「道俗別当」という用語が見られることから類推して、僧侶の別当と俗別当と、という意味であろう。ともあれ俗別当の果たす役割が決して小さなものでないことは明白である。

次に史料四は史料三の規定に則して伝法灌頂が行なわれた実例を示すもので、真紹が伝法職位を授与されるに際して授受された文書である。前半の許可を求める上申文書に、別当として藤原良房・和氣真綱・藤原岳雄の三官人が連署しているのは、史料三にいわゆる、「別当相署奏聞」という規定に従っているものである。ちなみに菊池氏の論文にも触れられているように、東大寺・延暦寺では官人俗別当が二名であったと考えられるのであるが、東寺の場合には三名であった可能性がこの史料から示唆されることに注意したい。

さて、この上申に対し太政官牒の形で同年十二月九日に認可が下りていることを示すのが史料四の後半部であり、従ってそこに見える「和氣朝臣」、すなわち和氣真綱⁽⁸⁾、は太政官牒の差出側にあるわけで、同一人物が俗別当として、太政官の官人としてと、両方に登場していることがわかる。これから推察するに、東寺俗別当は東寺と太政官組織とを直結させる存在という役割を担っていたと考えられるのである。このことは俗別当の性格・意義を考える上できわめて重要な点である。

また「私云」以下は『東宝記』編者たる杲宝の私見であるが、

そこに「一門上藤井東寺俗別当等連署進奏状云々」と記していることは、右述の灌頂手続に証左を与えるものと考えてよいであろう。

なお付言すると、東寺に対して灌頂執行が許可されたのが承和十年十一月十六日(史料三)、それを承けて真紹への伝法灌頂執行に関する申請が出されたのが同月廿七日(史料四の前半)、さらにそれが許可されたのが翌月九日(史料四の後半)、という具合に、これらの日付が近接していることから、史料三所引の実惠牒は、むしろ真紹に対する伝法灌頂執行の必要・予定が先にあつて、そのために提出されたものと考えて大過ないであろう。

さらに史料五では、毎年二月と八月の二回行なわれる灌頂会の料物として調布卅端を宛行うことを記している。ここでも「別当左衛門権佐藤原岳雄奉」となっていることは、史料四でみた和氣真綱の場合と同様に、東寺と太政官組織をつなぐパイ役としての官人俗別当という性格を想起させるものであろう。

このように東寺俗別当は、一方では太政官官人である東寺俗別当が東寺側に立って太政官への上申文書等に加署し、他方では東寺俗別当である太政官官人が太政官官人として東寺への下達文書等を発給するという、きわめて注目し得る形態をとつて、東寺と太政官組織とを直接に結びつけていたと考えることができる。

本来、太政官と寺院との間には治部省・玄蕃寮・僧綱という三段の介在組織があるはずであるが、そのような関係が一切失われ、両者の間にあるものが俗別当という少数の「人」だけになつてしまつているところに、俗別当の存在意義が集約されていると

いっても過言ではあるまい。しかもこのことを示したのが、真言宗寺院として最も重要な灌頂の手続に関する史料であることも、決して偶然ではないであろう。

註

(1) 伝法灌頂は密教修練の勝れた行者に対して阿闍梨位継承の印可を与えるもので、受者の器非器が厳格に審査される、密教上、最も重要な儀式の一つである。これに対し結縁灌頂は文字通り仏菩薩に結縁するためのもので誰でも入壇できるものである。

(2) 『東宝記』等四「東寺伝法結縁二箇灌頂勅裁」の項。

(3) 『類聚三代格』(前篇六八頁)。

(4) 『東宝記』第四「東寺伝法灌頂始」の項。

(5) 同右「二季灌頂会料物事」の項。

(6) 「可他處結縁灌頂」をこのように解釈することには疑問が無いでもない。

(7) たとえば天安元年(八五七)六月七日付僧綱牒(『平安遺文』九卷四四七三号)に見える。

(8) 「和氣朝臣」が真綱であることは、この史料の前半部及び『公卿補任』承和十年条より明らかである。

六、そのほかに知られること

以上に見てきたもののほかに東寺俗別当に関する史料として管見に触れたものを挙げて考察していく。

史料六(1)

凡四天王東西并梵釈寺等惣用帳。停送綱所令進弁官。

文殿預史生勘署。別当史更亦覆勘後加署。進帳之後早令計

会。若有_レ闕怠不_レ進帳者。勘責_二寺家_一。

右の史料は東寺を含む四寺における惣用帳の取扱いについて記したもので「別当史」という語が所見する。これが俗別当を指すものか否か、確証はないが、後に触れるように、造東寺年終帳の中に「俗別当史」という語が見えるところから類推して、これが俗別当である可能性も否定できないように思われる。すなわち、俗別当である史生というような意味の用語であるかもしれぬ、ということである。しかし、より可能性の高い推論としては、別当・俗別当に近侍する史生、というような意味にもとることができよう。現在のところ、断定することは避けなければならない⁽³⁾。ともあれ、ここでも「停送綱所令進弁官」という形で、僧綱を介在させない、寺院と太政官組織との直接的結合が成立している点については注目すべきところであり、さらに一步を進めるならば、菊池氏のいわれるように俗別当になった官人に弁官が多いという事実と、惣用帳の提出先が弁官であるという右の史料との間に、何らかの偶然ではない関係を讀みとることもできよう。

次には東寺における年間決算報告である造東寺年終帳があげられる⁽³⁾。長保二年(一〇〇〇)の年記をもつこの文書は、やや時代の下った史料であるという憾みはあるものの、その中の「造寺例用」の項に、「四石五斗、俗別当史歳末料」なる一条が見える点、無視できない史料であるが、この「俗別当史」も、前述の通り、俗別当か否か断言することのできないものである。ただ、既に見た如く、藤原良房というような当代一流の公卿が東寺俗別当になっている事実が知られる一方で、「俗別当である史生」などの存

東寺における官人俗別当

在する余地があるかという疑問が生ずるところであるが、それに對しては、円成寺などの場合には「以_二弁史_一置_二俗別当_一」という形で史料に所見するので、東寺の場合にも全くあり得べからざることとはいえないであろう。いずれにせよ、詳細は後考に俟ちたい。

註

- (1) 『延喜太政官式』(中篇三二九頁)
- (2) 本稿では言及していないが、石清水八幡神宮寺關係の史料には「俗別当史」という用語が頻出する。
- (3) 『平安遺文』二卷四〇五号
- (4) 『類聚三代格』所収の寛平二年(八九〇)十一月廿三日付太政官符に見える。

七、ま と め

最後に東寺俗別当の起原について若干触れてから、まとめに入りたい。

東寺俗別当の起原については結論的には明確にすることはできなかったが、確実なことは、史料一に引く実惠奏状以前、すなわち承和五年九月以前に溯るであろうということである。また東寺を勅賜された翌年、天長元年に空海が造東寺所別当に任ぜられたらしいことは、本稿の初めに触れた通りであるが、さらにその翌年、天長二年(八二五)四月廿日の日付をもつ史料に、大伴国道が「東西寺檢校」として記されている⁽¹⁾。これは東西両寺講堂の指図を定めたもので同堂の着工に関わる史料であることが興味をひ

八九(一九五)

くところである。なぜなら、当初の東寺俗別当は造作の事に関与するのみであったのであり、おそらくこの大伴国道の任せられた東西寺檢校が俗別当の直接の源流であろう。大伴国道は、弘仁十四年に藤原三守とともに初代延暦寺俗別当に任せられた経歴をもつ人物であり、東寺俗別当の源流としてふさわしいものといえよう。彼はまた、空海とも親交があったものようである。

このように初期の東寺俗別当は、竹内氏のいわれた如く造東寺長官の系譜に連なるものであったといえようが、史料一に示された通り、承和六年にその性格を一新している。東寺講堂の完成が承和六年六月であることを考え合わせると、承和五年九月の実惠の奏請は誠に時宜を得たものであったといえることができる。

そしてこれ以後の東寺俗別当は、東寺及び真言宗の宗教活動の重要な局面において、寺院と太政官組織を直接結びつける存在として大きな意義を有していたと考えるべきである。すなわち、太政官—治部省—玄蕃寮—僧綱—寺院（三綱）という、すぐれて律令制的な重層的構造を廢し、太政官と寺院との間に官人俗別当という「人」だけが介在する、否、介在するのは形式の上であって現実には両者が直結している、という体制へと移行したということができるのである。これは時期を同じくして成立した藏人の意義と相通するものがあり、官人俗別当もやはり当時の總体的な潮流の中に捉えることが可能である。

さらには、この官人俗別当はその権能を十分發揮することにより、寺院側の利に帰することが多く、従って該時代における寺院統制の一環として発生したものであるというよりは、むしろ寺院側から

の積極的な要請を承けて設置されたものと考えるべきであろう。⁽³⁾ただし律令政府の側からは、諸事務の簡素化、官人の直接関与等により、寺院に対して直接影響を及ぼすことが可能になると期待されたであろうことも容易に想像されることであり、つまりは、両者にそれぞれの思惑があつて、その狭間に官人俗別当が成立したと解釈すべきであろう。

以上述べてきたように、東寺における官人俗別当は、矛盾が顕在化し崩壊のきざしを見せ始めた律令制社会の中で、社会の總体的な動きに沿って発生・機能したものであり、そこにはある意味で該時代が集約されているといえよう。そして現代の眼で観るとき東寺俗別当は、新伝であつた真言宗、あるいは新興寺院であつた東寺の定着發展に不可欠の意義を有していたと思われるのである。

註

- (1) 『東宝記』第一「当堂（講堂）図様」の項。
- (2) 『続日本後紀』同年六月十五日条。
- (3) いくつかの寺院では官人俗別当の設置を寺院側から要請していることが知られる。たとえば嘉祥四年（八五一）三月廿三日付太政官符に見える海印三昧寺（『類聚三代格』所収）や、既に触れた円成寺などである。またそのいずれもが年分度者の新設（これも寺院側からの要請）と同時であることは、延暦寺の例と考え合わせて、官人俗別当と年分度者制とが密接な関連をもっていたことを暗示するものであろう。

(付記) 本稿は、昭和五十六年度三田史学会大会国史部会において発表した内容を補充しまとめて提出した修士論文の内から、東寺に関する部分に対象を絞って再構成したものであり、直接の指導教授である志水正司先生はじめ、助言をいただいた諸先生方、畏友諸兄にここで深く感謝の意を表したい。